

報告事項（1）地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

乗り合いタクシー小境線・温井線については、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金をいただき、運行経費に充てている。今回は国土交通省が定める地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱に従い、所定の事業評価を行い、関係する書類を国土交通省に提出した。

（資料）

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
 ※長野運輸支局による評価結果を含む . . . 2
- ・ 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について . . . 3
- ・ 【参考】 地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通ネットワーク計画）
 ※令和元年5月23日付で提出 . . . 4
- ・ 【参考】 当該年度の小境線及び温井線の運行集計表 . . . 9

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年2月26日
北陸信越運輸局

評価対象事業名：地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金

協議会名	補助対象 事業者等	②事業 概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における二次評価結果
			③前回(又は類似事業)の事業 評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果 達成状況	⑥事業の今後の 改善点	
飯山市地域 公共交通会 議	長電バス株 式会社	小境線(デマ ント)	戸狩野沢温泉駅近隣の医療機 関へのアクセスの改善を求める 地元住民の声に基づき、ダイヤ を一部改正し利便性の改善を 行ったほか、当該路線を含めた 公共交通の時刻表を市内全戸に 配布し、広くPRを行った。	A 事業が計画に位置付けら れたとおり適切に実施さ れた。	B 1便平均2.0人の利用者を目標としたが、当年度の 実績値は1.7人であった。 昨年は2.06人であったが、新型コロナウイルスの感 染防止のため、特に4月以降の利用者が減少してい ることが主な理由と推測される。	現在、新型コロナウイルスの感 染予防策として運転手のマスク の着用はもとより、車内は定期 的にアルコール消毒を行ってい る。また走行中は換気を適宜実 施するなど、車内での感染防止 には十分注意しているものの、 外出等を控える動きは今後も続 くものと予想され、利用者の伸び は当面期待できないと考えられ る。 今後は、業者から毎月提出さ れる乗車名簿を基に利用状況の 分析を行うほか、利用者の声を 聞き、運行内容の改善につなげ ていくことで、コロナ終息後の利 用者数の増加を図りたい。	協議会における事業評価結果の③及び④につい ては自己評価のとおりである。 なお、⑤の目標・効果達成状況については、新型コ ロナウイルス感染症の影響以外の観点からも目標 が達成されなかった理由について分析し、これを明 らかにする必要がある。その上で、⑥の事業の今後 の改善点については、実績向上に向けて新たな改 善策及びその具体化についても改めて検討し、その 実施について地域一体となって適切に進めていくと ともに、今後も適切な検証を行い、地域公共交通の さらなる持続性向上や利用促進が図られるよう期待 する。
飯山市地域 公共交通会 議	長電バス株 式会社	温井線(デマ ント)	従前は民営の路線バスが1日 をととして運行していたが、「利 用者サービス水準の向上」「運行 経費軽減」を目的に、沿線住民と 協議を重ねた結果、通勤・通学 目的の利用が多い朝と夕方は従 前通りの路線バスを運行し、昼 間の時間帯の運行をデマンド方 式に移した。	A 事業が計画に位置付けら れたとおり適切に実施さ れた。	A 1便平均2.0人の利用者を目標としたが、当年度の 実績値は2.2人であった。	現在、新型コロナウイルスの感 染予防策として運転手のマスク の着用はもとより、車内は定期 的にアルコール消毒を行ってい る。また走行中は換気を適宜実 施するなど、車内での感染防止 には十分注意しているものの、 外出等を控える動きは今後も続 くものと予想され、利用者の伸び は当面期待できないと考えられ る。 今後は、業者から毎月提出さ れる乗車名簿を基に利用状況の 分析を行うほか、利用者の声を 聞き、運行内容の改善につなげ ていくことで、コロナ終息後の利 用者数の増加を図りたい。	協議会における事業評価結果の③から⑥までにつ いては自己評価のとおりであり、具体的な改善策の 実施について地域一体となって適切に進めていくと ともに、今後も適切な検証を行い、地域公共交通の さらなる持続性向上や利用促進が図られるよう期待 する。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和3年1月8日

	<p>協議会名： 飯山市地域公共交通会議</p>
<p>評価対象事業名：</p>	<p>地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金</p>
<p>地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)</p>	<p>飯山市は、長野県北部の山間地域に位置し、面積は、202平方キロメートル、人口は、20,404人（令和2年9月30日現在）、過疎化が進む山間地域である。また気象条件においては、冬季は積雪が2mを超える特別豪雪地帯である。</p> <p>中心市街地には、病院やスーパーなど市民生活を支える生活機能を担っている施設、店舗等があるが、山間集落と市街地を結ぶ移動手段は、家用車を運転できない高齢者や子どもたちにとっては、路線バス、乗合タクシー一等の公共交通が唯一の移動手段となっている。</p> <p>集落と市街地を結ぶ路線バス等は定時定路以外に通行できないため、沿線から離れた集落の高齢者が利用できず、バス車両は車両の大きさを減少していることから、集落内に居住する高齢者を中心に「買物交通弱者」「通院交通弱者」対策が急務となっている。このため、通学利用を維持しつつ、通院・買物など日常生活を支える交通手段として、地域公共交通確保維持事業により、ライダーシステム（デマンド）を組み合わせ運行することで、住民の公共交通手段を改善し存続させる生活交通ネットワークの構築を進めているところである。</p>

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年 5 月 23 日
（名称）飯山市地域公共交通会議
（代表者名）会長 服部 敏夫 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
飯山市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～4年度） 「小境線（予約型乗り合いタクシー）運行事業」 「温井線（予約型乗り合いタクシー）運行事業」
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>当該路線の沿線である、飯山市の北部地域は、高齢化率30.6～61.0%（平成31年4月1日現在）の集落が集まる、過疎化の進む山間地域である。また、冬季は積雪が2mを超える特別豪雪地帯でもある。</p> <p>中心市街地には、飯山赤十字病院やスーパーなど市民生活を支える生活機能を担う施設、店舗等があるが、自家用車を運転できない高齢者や子どもたちにとっては、路線バス、乗り合いタクシー等の公共交通が山間集落と市街地を結ぶ唯一の移動手段となっている。</p> <p>バスで定時定路線運行を行っている小境線は、太田・外様・柳原と市街地を結び、温井線は岡山・太田・常盤と市街地を結んでいるが、ともにすでに廃止路線代替バスとなっている。</p> <p>バス運行は朝、夕は、40人乗り車両で、小中学生のスクール利用をカバーしながら運行しているが、バス車両が大きく幹線道路以外に通行できないため、沿線から離れた集落の高齢者が利用できず、小中学生以外の利用者数は大きく減少していた。</p> <p>このため、朝、夕の通学利用を維持しつつ、集落内に居住する高齢者を中心に通院・買物など日常生活を支える交通手段として、地域公共交通確保維持事業により、小境線（予約型乗り合いタクシー）と温井線（予約型乗り合いタクシー）を運行することで、住民の公共交通手段を改善し、存続させることが必要不可欠となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>小学校および中学校への通学支援を維持しつつ、高齢者の利用を中心とした利便性向上・利用促進に取り組み、「買物交通弱者」「通院交通弱者」の解消と持続可能な交通体系を確立する。</p> <p>目標：小境線（デマンド）の1便平均利用者数2.0人。 （平成30年度実績値：1.94人） 温井線（デマンド）の1便平均利用者数2.0人。 （新規設定）</p>
（2）事業の効果
<p>小型車両での運行により、バスでは不可能だった、集落内の生活道路まで入り、送迎できることで、小境線、温井線の利用範囲を拡充するとともに、利用が想定される年齢層から鑑み、通院や買い物しやすい時間に運行することで利用サービス水準を向上し、日常生活の移動手段を確保する効果が期待される。</p> <p>また、北陸新幹線飯山駅を発着するため、当地域の活性化につながる効果が期待できる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

地域住民に「利用しやすい公共交通」であることを知っていただくため、当路線個別の時刻表を見やすく編集し、市内の対象地区に配布するほか、市内すべての公共交通の時刻表を集約した公共交通マップの作成、さらには北陸新幹線飯山駅発着の広域圏域の時刻表にも掲載し、利用者の増を図る。

搭乗調査により、利用者の意見を把握し、事業につなげる。(飯山市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ①運行路線図（別添資料：運行計画図参照）
- ②時刻表・運行予定期間・運賃（別添資料：運行計画図参照）
- ③運行事業者決定の経緯（地域内フィーダー系統共通）

飯山市内の気象条件、道路網、集落分布を熟知しているとともに、デマンド運行に必要な設備を保有する、下記の交通事業者を引き続き予定する。

補助対象事業者	補助対象系統数	確保維持事業に要する 国庫補助額（千円）
長電バス株式会社	小境線 温井線	

④運行予定期間

山間集落内の乗降場所を拡充、予約型乗合運行に改定し、平成24年10月から運行開始し、引き続き、令和2.3.4年度の運行を予定。

	R1 10月	令和2年度 3月 9月	R2 10月	令和3年度 3月 9月	R3 10月	令和4年度 3月 9月
小境方面線	●──────────────────●──────────────────●──────────────────●					
温井方面線	●──────────────────●──────────────────●──────────────────●					

⑤地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料（要綱別表6のハ）

補助対象地域間幹線系統である野沢線（バス）および中野木島線（バス）と、木島バス乗り場、飯山駅で接続する運行経路・ダイヤを設定している。このほか、JR 飯山線（鉄道）とは、戸狩野沢温泉駅・北飯山駅（温井線のみ）・飯山駅で接続が可能。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

飯山市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

長電バス株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付 過疎地域自立促進特別措置法の改正により、平成 22 年度から過疎地域に再指定（第 2 条第 1 項）されている。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ① 車両の代替による費用削減等の内容
※該当なし
- ② 代替車両を活用した利用促進策
※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 23 年 12 月 19 日 運行見直し対象路線と改善案について
- ・平成 26 年 5 月 26 日 生活交通ネットワーク計画について承認。
- ・平成 26 年 12 月 11 日 公共交通の見直しについて
- ・平成 27 年 5 月 11 日 生活交通ネットワーク計画について承認。
- ・平成 28 年 6 月 1 日 生活交通ネットワーク計画について承認。
- ・平成 28 年 10 月 12 日 公共交通の見直しについて
- ・平成 29 年 2 月 16 日 公共交通の見直しについて（書面による決議）
- ・平成 29 年 5 月 24 日 生活交通ネットワーク計画について承認。
- ・平成 29 年 6 月 15 日 公共交通の見直しについて（書面による決議）
- ・平成 29 年 9 月 12 日 公共交通の見直しについて（書面による決議）
- ・平成 29 年 10 月 26 日 公共交通の見直しについて
- ・平成 30 年 1 月 31 日 公共交通の見直しについて（書面による決議）
- ・平成 30 年 5 月 28 日 生活交通ネットワーク計画について承認。
- ・平成 30 年 10 月 18 日 公共交通の見直しについて
- ・令和元年 5 月 23 日 生活交通ネットワーク計画について承認

18. 利用者等の意見の反映

バス利用者を対象に、利用目的・頻度・改善点の把握に努めるとともに地域別意見懇談会を開き、運行計画案について要望・課題の収集、計画の周知を行った。

アンケートや懇談会にて、山間集落の生活環境改善・向上、バスの存続、利用しやすい運行形態・車両に対して、強い要望が寄せられた。

- ・小境線沿線地域での地域別意見懇談会の実施（平成 24 年 2 月実施）
- ・小境線沿線に関わる小中学校ヒアリング・調整を実施（平成 24 年 2 月実施）
- ・飯山市公式ホームページにてパブリックコメント実施（平成 24 年 2～3 月実施）
- ・温井線沿線地域での地域別意見懇談会の実施（平成 31 年 2・3 月実施）
- ・温井線沿線に関わる小中学校ヒアリング・調整を実施（平成 31 年 1・4 月実施）

19. 協議会メンバーの構成員

飯山市地域公共交通協議会 会議メンバーは次のとおり

関係都道府県	長野県交通政策課 長野県北信地域振興局企画振興課
関係市区町村	飯山市総務部 飯山市教育部子ども育成課 飯山市民生部保健福祉課 飯山市経済部商工観光課 飯山市建設水道部道路河川課 飯山市建設水道部まちづくり課

交通事業者・交通施設管理者等	長電バス(株) 飯山観光ハイヤー(株) 長野交通(株) 戸狩ハイヤー(有) (株)妙高ハブネット長野飯山営業所 J R東日本長野支社飯山駅 飯山警察署 長野県北信建設事務所飯山事務所
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	(社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 長野電鉄労働組合 飯山市区長会協議会 飯山市老人クラブ連合会 飯山市社会福祉協議会 飯山商工会議所 高等学校 小中校長会 公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 飯山市大字飯山 1110-1
(所 属) 飯山市総務部企画財政課
(氏 名) 事務局 小野沢 崇
(電 話) 0269-62-3111 (内線 392)
(e-mail) kikaku@city.iiyama.lg.jp

【令和2年度（R1.10～R2.9）】地域内フィードバックシステム確保維持計画対象路線 小境線及び温井線の運行集計表

区分	路線名	項目	令和元年										令和2年						令和2年度 合計
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
乗り合い タクシー	小境線 5便/日(平日) 7便/日 (土日祝)	運行日数	31	30	31	31	29	31	30	31	30	30	31	30	31	31	30	366	
		運行便数	74	73	80	67	61	69	58	46	57	52	59	51	747				
		利用者数	159	152	157	113	98	121	80	68	92	75	84	77	1,276				
		1日あたり利用者数	5.1	5.0	5.0	3.6	3.3	3.9	2.6	2.1	3.0	2.4	2.7	2.5	3.4				
		1便あたり利用者数	2.1	2.0	1.9	1.6	1.6	1.7	1.3	1.4	1.6	1.4	1.4	1.5	1.7				
		運行日数	31	30	31	31	29	31	30	31	30	31	31	30	30	366			
乗り合い タクシー	温井線 5便/日(平日) 7便/日 (土日祝)	運行便数	30	33	47	43	43	55	37	40	48	53	56	543					
		利用者数	36	48	90	90	107	129	98	94	123	133	141	1,222					
		1日あたり利用者数	1.1	1.6	2.9	2.9	3.6	4.1	3.2	3.0	4.1	4.2	4.2	4.7	3.3				
		1便あたり利用者数	1.2	1.4	1.9	2.0	2.4	2.3	2.6	2.3	2.5	2.2	2.2	2.5	2.2				

※小数点第2位以下切り捨て